### 通告後も、継続的な支援を

通告後も当該幼児児童生徒が普段と変わったことがないか、学校において継続して注意深く見守っていくとともに、幼児児童生徒の様子で不自然な点があれば、児童相談所や市町村(虐待対応担当課)に相談するようにしてください。

#### 子供への関わり方

- ◆子供の言動の背景をよく理解し、学校で安心して過ごせるように受容的に接する。
- ◆スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携しながら心のケアに努める。

#### 保護者との関わり方

- ◆行為を非難したり、一方的にアドバイスしたりしないで、話を聞き、保護者を支援する 姿勢を示す。
- ◆ただし、保護者から威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合は、複数の教職員で 組織的に対応するとともに、市町村、児童相談所、警察等の関係機関や弁護士等の専門 家と連携しながら、子供の命を守りぬく姿勢で毅然とした対応をすることが重要。
- ◆通告したことや児童相談所等との連絡内容は、漏らさない。 アンケート等、虐待に 関する個人の記録も、子供の安全を守る観点等から、法令に照らして不開示を検討する。

#### 関係機関等との連携

- ◆市町村・児童相談所からの依頼、助言に基づき、子供や保護者への支援など学校としてできる支援策を検討する。
- ◆在宅での支援の際は、普段と変わったことがないか継続して見守っていくとともに、 不自然な点(不自然な外傷、理由不明な欠席等)があれば、児童相談所や市町村に通告 する。
- ◆保護者等から欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合には、速やかに関係機関に情報提供を行う。
- ◆子供が進学や転校等をする場合は、情報を提供し、切れ目のない支援につなげる。

#### (児童相談所の連絡先)【※児童相談所全国共通ダイヤル 189】

		ZHKMZHXEZIII IOO	
中央児童相談所 O	43-253-4101	成田市、佐倉市、習志野市、市原市、八千代市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町	
市川児童相談所 O	47-370-1077	市川市、船橋市、鎌ケ谷市、浦安市	
柏児童相談所 O4	4-7131-7175	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市	
銚子児童相談所 O	479-23-0076	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町	
東上総児童相談所O	475-27-1733	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町	
		長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町	
君津児童相談所 O	439-55-3100	館山市、鴨川市、木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市、南房総市、鋸南町	
千葉市児童相談所 O	43-277-8880	千葉市	
市町村児童虐待担当	当窓口・・・自校の市田	T村の虐待担当課の電話番号を確認しておきましょう。	
([TEL]		)	
(その他にも)			
福祉事務所(市町	村を所管する健康福	記祉センター〈保健所〉)(【TEL】 )	
児童家庭支援セン	ター(【TEL】	)	
警 察(【TEL】	1	)	
中核地域生活支援	センター(【TEI	L] )	

# 教職員だからこそ気づける 児童虐待のサイン

# 「いつもと違う」を見述さない!







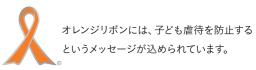






## 教職員のための児童虐待対応リーフレット

令和元年8月 千葉県教育委員会



#### 〈学校・教職員の役割〉

# は発見・早期対応と速やかは通告

子供が、多くの時間を過ごす学校や幼稚園等の教職員は、子供の変化に気づきやすく、 児童虐待を発見しやすい立場にあり、児童虐待防止法第6条には市町村(虐待対応担当課) や児童相談所への通告の義務が定められています。

#### 学校が通告を判断するに当たってのポイント

- 1. 確証がなくても通告すること (児童虐待防止法第6条第1項)
  - (誤りであったとしても責任は問われない)
- 2. 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
- 3. 保護者との関係よりも子供の安全を優先すること
- 4. 通告は守秘義務違反に当たらないこと (児童虐待防止法第6条第3項)
- ※虐待の確証がないことや保護者との関係悪化を懸念して、通告をためらってはなりません。
- ※通告を受けた市町村(虐待対応担当課)や児童相談所は、通告者に関する情報について 保護者を含めて明かすことはありません。(児童虐待防止法第7条)

#### 【学校における児童虐待への対応の流れ ~発見から通告まで~ 】

#### (1) 早期発見

- ◆児童虐待のサインを見逃さない。
- (「いつもと違う」は、虐待のサイン)
- ◆チェックリストに該当するものがあれば、児童虐待の可能性を疑う。
- ◆幅広く情報収集に努める。
- (アンケート、教育相談、家庭訪問、地域の方々等からの情報等)

#### (2) 直ちに管理職へ報告・相談

- ◆一人で抱え込まず、速やかに管理職へ報告する。
- ◆子供本人が口外しないことを希望したとしても、「あなたを守るためである」ことを伝え、 必ず報告をする。

#### (3) チームとして早期対応

(メンバー)

管理職・虐待対応担当教諭・養護教諭・学級担任・学年主任・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等

- ◆管理職のリーダーシップのもと、組織的に対応する。
- ◆可能な範囲で速やかに関係職員を集め、情報収集し、事実関係を整理する。
- ・子供の氏名、学年、性別、年齢、住所、出席状況、友人関係
- ・保護者の氏名、子供との関係、家庭の状況
- ・前籍校等からの情報
- ・外傷や症状(誰から、いつから、どのように)
- ・外傷や症状に関する本人の説明(あれば)

#### (4) 関係機関への通告(※子供の安全を最優先に、確証がなくても通告)

チェックリスト 【児童相談所へ通告する場合】 ①~④に該当

チェックリスト 【警察に通報する場合】 ①~④に該当

チェックリスト 【緊急的な支援を要する場合】に 該当しないが、虐待が疑われる場合



通告

市町村 (虐待対応担当課)

※いずれにおいても、通告・通報したことを教育委員会等に報告

## 児童虐待の早期発見チェックリスト

#### 緊急的な支援を要する場合

【児童相談所に通告する場合】			
チェック欄	子供の様子		
	①明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる。 (打撲傷、あざ(内出血)、骨折、刺傷、やけど など)		
	②生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる。 (栄養失調、医療放棄など)		
	③性的虐待が疑われる。		
	④子供が帰りたくないと言っている。 (子供自身が保護・救済を求めている)		
【警察に通報する場合】			
チェック欄	子供の様子		
	①明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる。 (打撲傷、あざ(内出血)、骨折、刺傷、やけど など)		
	②生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる。 (栄養失調、医療放棄など)		
	③性的虐待が疑われる。		
	④この他、子供の生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる。		

#### 児童虐待リスクのチェックリスト ※複数該当する場合は、児童虐待の可能性あり

【子供の	策 <mark>子</mark> 】				
チェッ <b>ク</b> 欄	子供の様子				
	繰り返し頭痛、腹痛、便通などの体調不良を訴える。				
	警戒心が強い、視線が合わない、顔色をうかがうなど、精神的に不安定である。				
	表情が乏しい、受け答えが少ない、ボーっとしている。				
	落ち着きがない、乱暴である、すぐにカッとなる、かんしゃくを起こす。				
	友達と遊べず、孤立しがち。				
	過度なスキンシップ、必要以上に丁寧な言動が見られる。				
	保護者の前で態度が違う。(顔色をうかがう、落ち着かない、いなくなると明るくなる など)				
	からだや衣服の不潔感、におい、髪を洗っていない、虫歯、衣服の汚れが見られる。				
	過度に食べる、食欲不振などの様子が見られる。				
【保護者の					
チェック欄	保護者の様子				
	理想の押しつけ、発達にそぐわない厳しいしつけ、行動制限、差別的な発言が見られる。				
	育児に無関心、または拒否的である。				
	精神科への受診・相談歴、アルコール依存・薬物の使用歴がある。				
	些細なことで激しく怒る、被害者意識が強い、事実と異なった思い込みがある。				
	他児の保護者との対立が頻回にある。				
	長期にわたる欠席が続き、訪問しても子供に会わせない。				
	欠席の理由や子供に関する説明に不自然なところが多い。				
	学校行事への不参加・連絡をとることが困難である。				
【家族・	家庭の状況】				
チェッ <b>ク</b> 欄	家族・家庭の状況				
	夫婦間の口論、言い争い、けんかなど、家族不和がある。				
	家中ゴミだらけ、異臭、放置された多数の動物が飼育されている。				
	理由のわからない頻繁な転居がある。				

近隣との付き合い、支援機関などとの関わりなどを拒む。